

**川崎市防犯灯包括管理業務委託  
募集要領等に関する質問への回答**

令和8年5月15日

川崎市

## 川崎市防犯灯包括管理業務委託質問回答書

No	質問箇所	質問内容	回答
1	募集要領 頁1・2・(3)	契約期間は、更新のタイミングに関係なく、満了の期日はR19年3月31日という認識でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。
2	募集要領 頁1・2・(6)	ウについては、別途委託契約とあるため、事業者側で設置作業は発生せず、設置済みの防犯灯の維持管理のみでよろしいでしょうか	ウについては、システム登録と維持管理作業を行っていただきます。
3	募集要領 頁1・2・(6)	エ、オについては、事業者側で設置作業は発生せず、設置済みの防犯灯の維持管理のみでしょうか。	エ、オについては、灯具プレートの設置に加え、システム登録と維持管理作業を行っていただきます。
4	募集要領 頁1・2・(6)	ア、イ、エ、オの防犯灯の所有者は貴市となりますでしょうか。	ご認識のとおりです。
5	募集要領 頁2・2・(7)・イ	対象灯具の種類としてW数で記載されていますが、同じW数でも性能向上により明るさ(出力)が大きく異なります。提案における公平性の担保のため各灯具のlm数をご教示ください。	対象灯具の種類ごとに最低限以下のlm数の確保を条件とします。 10Wまで : 710lm~ 10W~20Wまで(10Wは含みません) : 1,070lm~ 20W~40Wまで(20Wは含みません) : 2,240lm~
6	募集要領 頁2・2・(8)	提案にリースを含めない場合、各年度における事業費は、貴市に請求できる(各年度の工事費の出来高の請求は可能)という認識でよろしいでしょうか。	毎月想定額を支払い、年度末に精算します。
7	募集要領 頁2・2・(8)	本事業は長期継続契約・債務負担行為のどちらになりますでしょうか。	債務負担行為になります。
8	募集要領 頁3・3・(2)・イ	防犯灯データの定期的な更新作業は、年1回でよろしいでしょうか。	年4回(3カ月に1回)以上とします。
9	募集要領 頁3・3・(4)・イ	「※①については、すでにESCO事業期間において灯具寿命に伴う灯具更新を実施済み。」とありますが、①とはどの部分を示すのでしょうか。	こちらの1文は誤記になります。失礼いたしました。
10	募集要領 頁3・3・(4)・イ	ESCO事業期間増加防犯灯20,300灯について、設置年度及び種別別(移管分、新設分、寄付分)の灯数及び灯具種類の内訳をご教示ください。	応募者に配布させていただき配布資料に掲載させていただく予定のため、そちらで確認をしてください。
11	募集要領 頁5・4・(1)	構成員は他の企業グループの構成員になることは禁止という認識でよろしいでしょうか。また、資本関係や人的関係がある企業が別々のグループを構成し、本事業に応募することはできないという認識でよろしいでしょうか。	構成員が他の企業グループの構成員になることはできません。また資本関係や人的関係がある企業が別々のグループを構成することも同様にできません。
12	募集要領 頁9・7・(3)	参加表明提出書類について、本社ではなく支店での参加を予定している場合、委任状は必要でしょうか。また必要な場合は任意書式でよろしいでしょうか。	グループの代表者は本市業者登録(業種・種目:99-99)がされていることが応募条件になります。支店での参加を予定している場合は、支店名で業者登録されていることが必要です。
13	募集要領 頁9・7・(3)・エ・(ウ)	事業役割を担う応募者に、経営等の状況が良好である関係会社(親会社等)がある場合、その関係会社による履行保証を明らかにする書類を提出することができる。とありますが、提出については必須でしょうか。また提出する場合としない場合で評価が変わるものなのでしょうか。	提出は必須ではございませんが、提出いただいた場合には、それを加味したうえで評価することとなります。
14	募集要領 頁12・9・(7)	無償譲渡想定の場合、提案金額に固定資産税は含めないという認識でよいでしょうか。	無償譲渡の場合、固定資産税は含めないものとなります。
15	募集要領 頁12・9・(7)	リース契約の場合は契約期間終了後、防犯灯等設備一式を事業者から本市に無償譲渡、リースを含めない場合は本事業契約締結に伴い、本市が所有権を得るものと想定する。との記載がありますが、リース契約の場合は無償譲渡のため、固定資産税は不課税との認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
16	募集要領 頁12・9・(7)	本事業において包括管理サービス費用(委託料)の平準化が目的の1つと認識しておりますが、リース契約の場合もリースを含めない場合もイニシャルコスト及びランニングコストを併せて平準化し、年度ごとに支払うとの認識でよろしいでしょうか。その際、支払い方法は例えば、毎月払い、四半期ごとの支払い、年一括支払い等のご指定はありますでしょうか。	平準化せずに各年度ごとに想定される費用をベースに支払うこととなります。毎月想定額を支払い、年度末に精算します。

## 川崎市防犯灯包括管理業務委託質問回答書

No	質問箇所	質問内容	回答
17	募集要領 頁12・9・(9)	「7 事業全体スケジュール(予定)」で示した工事期間内に事業者の責により工事が完了しない場合、対象工事が完了するまで、電気料金を含む遅延に起因する費用は事業者が負担すること。との記載がありますが、この工事期間とは要求水準書の頁4・7本事業のスケジュール(予定)に記載されている灯具更新期間(令和9年4月1日から令和12年3月31日)との認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
18	募集要領 頁13・10・(2)・ア・(イ)	各提案書には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表示を一切付してはならない、とありますが、市内事業者の積極的な活用という観点から、応募者ではない市内事業者名の記載は可能でしょうか。	応募者でない(グループ構成員でない)市内事業者名を記載することについて、制限はございません。
19	募集要領 頁16・11・(2)・オ	プレゼンテーション時において、提案内容に基づいたパワーポイントを投影してよろしいでしょうか。	可能ですが、プレゼン資料と明記し、提案書類と一緒にご提出ください。
20	募集要領 頁16・11・(2)・オ	プレゼンテーション時において、提案内容の説明に用いるためのデモ機を持参してもよろしいでしょうか。	可能ですが、提案書類を提出する際にご相談ください。
21	募集要領 頁18・12・(3)・イ	本業務につきまして、現時点では納入期限までの完了を予定しておりますが、社会・経済情勢の悪化など、受注者の責によらない不可抗力により生産・納期が遅延した場合、遅延損害金や指名停止等のペナルティを課さず、期間は変更せず、開始日につきまして別途協議を頂くことは可能でしょうか。	その場合は、状況に応じて別途協議によるものとなります。
22	募集要領 頁18・12・(3)・イ	埋設ケーブルなど大掛かりな工事を要する設備の故障・分電盤の筐体など大掛かりな工事を要する故障等があった際は別途協議という解釈でよろしいでしょうか	その場合は、状況に応じて別途協議によるものとなります。
23	要求水準書・頁6・2・2・(2)	維持管理対象の総数(防犯灯管理システムに登録する防犯灯の総数=防犯灯管理プレートを設置する防犯灯の総数)は、同項目のア:70, 231灯、イ:7, 050灯の合計:77, 281灯が事業設計にかかる基本条件という認識でよろしいでしょうか。(ウは、修繕対応のため、対象の数として増えるものではないという認識)	ご認識のとおりです。
24	要求水準書 頁6・2・2・(2)・イ	「イ 事業期間中の想定増加灯数」の合計は同項目の、(ア):1, 500灯、(イ):600灯、(ウ)a:3, 450灯、(ウ)b:1, 500灯の合計:7, 050灯が事業設計にかかる基本条件という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
25	要求水準書 頁6・2・2・(2)・イ・(ウ)	町内会・自治会・商店街の所有する13, 500灯のうち、4, 950灯が移管され事業対象となる想定となっておりますが、残りの8, 550灯は調査も含めて本事業の対象ではないとの理解でよろしいでしょうか。	想定としてはお見込みのとおりでございますが、灯数に大幅な変更がある場合は、別途協議させていただきます。
26	要求水準書 頁8・2・4・業務1	「業務4の防犯灯の分割更新分に係る施工計画については、別途本市が指定する市内工事事業者への説明会を契約締結後に行うこと。」とありますが、説明会の趣旨をご教示ください。	記載内容が誤っていました。参画事業者に対して施工計画を説明していただくことを想定しています。
27	要求水準書 頁9・2・4・業務1	「現場標識を公衆の見やすい場所に掲示」とありますが、各防犯灯作業都度の作業看板のことでよろしいでしょうか。現場事務所のことでよろしいでしょうか。	作業看板を指しています。
28	要求水準書 頁10・2・4・業務1	頁10の4行目冒頭の「休日」の定義についてご教示願います。	日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を指します。
29	要求水準書 頁11・2・4・業務2	「防犯灯管理システムをクラウド型のシステム構築」、「終了後、システムデータを使用する権利は、本市に無償譲渡」とありますが、データの無償譲渡の考えでよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
30	要求水準書・頁11・2・4・業務3	現ESCO事業にて設置した防犯灯管理プレートは、本事業において既設再利用ではなく全数を新たに設置するものでよろしいでしょうか。	既設再利用するため、新設分、寄付分についてプレートの設置をしていただくものとなります。既設プレートの中で破損が著しいものについては、交換の対象とします。
31	要求水準書 頁12・2・4・業務4	公平性担保のため、過照明対策の遮光ルーバーなどの光害対策機器及び農作物影響対策の耕作障害(稲作)専用灯具の提案事業費において見込み数量をご教示願います。	10年間で約70灯を見込んでおります。

## 川崎市防犯灯包括管理業務委託質問回答書

No	質問箇所	質問内容	回答
32	要求水準書 頁12・2・4・業務4	内容1と内容2につきまして、49, 931灯を3年程度、20, 300灯を4年目以降事業者の提案期間により交換するという認識でよろしいでしょうか。	49, 931灯については、ご認識のとおりです。20, 300灯につきましては、本市の提示する計画に基づいて、交換するものとなります。
33	要求水準書 頁12・2・4・業務4	現場事務所を市内3か所（南部・中部・北部）に設置すること、と記載がございますが、1箇所の現場事務所で3地区を監視できると判断した場合は、1箇所の設置でもよろしいでしょうか。	市と協議のうえ、1箇所の現場事務所で3地区を監視できると判断した場合は1箇所の設置でも可といたします。※1箇所とした場合は、提案書に理由と管理体制について記載ください。
34	要求水準書 頁12・2・4・業務4	常駐する必要がある現場代理人は1名でよろしいでしょうか。	最低1名の常駐としてください。
35	要求水準書 頁12・2・4・業務4	「現場事務所を市内3箇所」とありますが、1～3年目及び4年目以降も交換工事期間中全ての期間で設置でしょうか。	1～3年目までの一斉更新期間については、3箇所の設置を想定しています。
36	要求水準書・頁13・2・4・業務5	専用柱の標準仕様（ポール高さ、仕上、基礎の大きさ、外形図等）をご教示願います。	別添専用柱の仕様を添付させていただきます。
37	要求水準書 頁15・2・4・業務7	事業者は防犯灯設備等について、自己の負担で動産総合保険に加入すること。との記載がありますが、リース契約の場合もリースを含めない場合も加入するとの認識でよろしいでしょうか。また、加入した保険の付保証明書を提出する必要はありますでしょうか。	リース契約の場合は保険への加入は不要となります。リースを含めない場合は加入のうえ、付保証明書を提出してください。
38	要求水準書 頁21・3・1・(1)	優良防犯機器認定制度（RBSS）に認定品であること。またこれに相当することが証明できる灯具を製造している国内メーカーにより選定すること。との記載がありますが、これに相当することが証明できるとはRBSSのように第三者機関に証明（自社製品を自社で証明するのではなく）が必要と考えますが、その点でのご見解をお聞かせください。	RBSSの認定品でない場合、これに相当することが証明できる灯具を製造している国内メーカーであれば可とします。
39	選定評価基準 No3	提案にリースを含める場合、加対象となる審査項目はNO3となりますでしょうか。	ご認識のとおりです。
40	選定評価基準 No19	地元中小企業の活用を重視されている点は理解しておりますが、地元中小企業が主契約者として参加が難しい場合、下請や協力会社としての参画、業務分担による評価などを認める余地はありますでしょうか。	下請や協力会社としての参画については、選定評価基準No19において総合的に評価させていただきます。
41	様式第16号 使用機器提案書	削減効果（電気料金）を算出するにあたり、東京電力公衆街路灯A契約での算出でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
42	様式第16号 使用機器提案書	エネルギー削減量を計算する際に使用する点灯時間は、常夜点灯で一般的に試算される年間4,000時間でよろしいでしょうか。	問題ございません。年間点灯時間を何時間とした場合のエネルギー削減量を補記していただければと思います。
43	様式第16号 使用機器提案書	二酸化炭素排出量の削減を計算する際に使用するCO2排出係数は、東京電力ホームページに掲載されている、0.421 (kg-CO2/kWh)を用いてよろしいでしょうか。	東京電力ホームページ記載の0.421 (kg-CO2/kWh)を使用ください。
44	様式第17号の2 事業資金計画書・資金収支計画書	提案にリースを含めない場合、Cash-in①における「1. 調達資金（借入/自己資金）」は、貴市からの工事費支払の入金、前払金（該当する場合）とし、Cash-out②における「9. 借入金返済、10.金利償還分」は該当なきためゼロと解釈して作成すればよろしいでしょうか。	前払金は本市公共工事の前払金に関する規則第2条に該当しないため、対象外となります。Cash-in①における「1. 調達資金（借入/自己資金）」は、前払金はないため、R8、R9の初月については自己資金が必要となります。本市からの工事費支払の入金は包括的維持管理サービス料となります。
45	様式第17号の3 事業資金計画書・資金計画書	提案にリースを含めない場合、事業費に金利を乗じないので、「(2)金利設定について」の項目は記載不要という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
46	その他（遮光機能）	設置されている遮光機能（遮光板、ルーバー等）付きの照明灯の台数をご教示願います。	設置されている遮光機能（遮光板、ルーバー等）付きの防犯灯は約70灯になります。
47	その他（契約関係）	建設業法等に抵触する可能性がある業務を含んでいる場合、リース会社が発注する納入業者が当該業務を担当し、あくまでリース会社は完成品の賃貸借部分に対する契約を締結するという認識でよいでしょうか。	契約自体は代表企業及び企業グループ構成員と川崎市が業務全体の契約を締結することになります。
48	その他（契約書）	契約書の雛形があれば、開示願います。	委託契約書については、市の指定様式がございます。仕様等の詳細については優先交渉権者と協議して作成するものです。

## 川崎市防犯灯包括管理業務委託質問回答書

No	質問箇所	質問内容	回答
49	その他（契約書）	グループ参加する場合、『業務委託契約書』への捺印手続きは、貴市とグループ構成員全てと認識しておりますが、相違ないでしょうか。	ご認識のとおりです。
50	その他（ペナルティ）	優先交渉権者と貴市との協議が整わず辞退届を提出する場合、ペナルティはございますか。	契約に至らなかった事情により判断となります。
51	その他（契約保証金等）	契約保証金、履行保証金及び入札保証金の有無についてご教示願います。	対象外となります。
52	その他（前払い金）	前払い金の有無についてご教示願います。	前払い金は、本市公共工事の前払金に関する規則第2条に該当しないため、対象外となります。
53	その他（廃掃法）	賃貸人が産業廃棄物の収集・運搬・処分の許可を受けていない場合、許可のない先に委託すること、落札事業者であるリース会社が受託することは、委託および受託側双方が廃掃法の違反になります。 既存物件の所有者が賃借人であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）」に基づき、賃借人が排出事業者として、賃貸人若しくは賃借人が認めた工事会社が産業廃棄物処理の収集・運搬・処分の契約締結における事務代行を受け、賃貸人が費用の立替払いをする解釈でよいでしょうか。それとも入替工事に伴って排出された廃棄物として工事を実施した者が排出事業者として適正に処分するという解釈でよいでしょうか	工事を実施した者が排出事業者として適正に処分することをお願いします。
54	その他（各提案書）	各提案書は1枚に収めなければならないでしょうか。 また、本業務実施に当たって各責任者で必要な資格はありますか。 (事業役割責任者、設計役割責任者、施工役割責任者、その他役割責任者)	枚数制限はございません。また、募集要領に記載している資格については、必須となります。
55	その他（事業費の支払い関係について）	1 維持管理期間10年間の均等支払いとなりますでしょうか。 2 またその場合、物価スライドはどのように適用されるのでしょうか。 3 提案時の計画数量より増となった場合は清算されますでしょうか。 4 事業費には建中金利、割賦金利は含まれますでしょうか。	1 毎月想定額を支払い、年度末に精算します。 2 一般財団法人建設物価調査会公表の「建設物価 建築費指数」（設備工事費指数）を基に公共工事標準請負契約約款第25条のスライド条項を準用し、入札公告日を基準として1.5%以上の価格変動があった場合に協議を申し出ることができるものとし、協議のうえ判断させていただきます。 3 提案時の計画数量より増となった場合は協議のうえ、精算させていただきます。 4 事業費に含んでいます。